

人事労務通信

社会保険労務士事務所
人事労務センター

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702
☎ 092-409-4188
Fax 092-409-4187
Eメール akiko@b-souken.com



青い朝顔やっど咲いた

(芋生よしやさんの Facebook より)



古くからの友人芋生よしやさんのフェイスブックに、珍しい青い朝顔の写真がアップされていました。

「種蒔きからやっど咲いた」と

ありました。

あんまりきれいだったので掲載させていただきました。



弥生人の声が届く

佐賀・吉野ヶ里歴史公園

白いそばの花が満開だという吉野ヶ里公園へ久しぶりに出掛けました。

ここは、整備される以前、昭和57年の工業団地計画に伴う発掘調査の中で弥生時代の遺跡が発見されて話題になり、発掘の穴だらけの頃から、何度も訪れたことがあり、吉野ヶ里歴史公園として整備されてからも数回出かけていましたが、この日は、白いそばの花



を見に行く程度の動機。出かけてみると、吉野ヶ里遺跡は、国の特別史跡に指定された大切な文化財だけに、整備にあたっては、遺跡を損なわないように発掘調査後は盛土で保存し、竪穴住居など弥生時代の建物96棟が復元され、樹木も大きく育って、文字通りの“弥生の国”と思えるような施設になっていました。



赤そばの花

また、「よみがえる邪馬台国、邪馬台国と末盧国」の特別企画展が開催されており、発掘された沢山の展示物と、魏志倭人伝に記された「末盧国」と推定される松浦地域は、壱岐・対馬を経由した中国・朝鮮半島からの大陸文化流入の窓口であるとの記述に、私の実家の近くの「原の辻遺跡」のことを思い出しました。

広大な公園内を散策する時は、園内バス(無料)が20分おきに巡回するというサービスがあり、子どもから高齢者まで満喫できる素敵な施設でした。



助成金活用サポート

2020, 2021年で5700万円

社会保険労務士を開業して以来、「助成金活用サポート業務」に取り組んできました。

2020年、2021年の2年間では、12事業所84件、総額5700万円の助成金のサポートをおこなってきました。

今回は、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、「事業の運営の見通しが立たない」「休業手当の助成金の対象になりますか？」などの問い合わせが寄せられ、「雇用調整助成金」や「緊急雇用安定助成金」が多くを占めました。

また、従来からの人材育成支援の「キャリアアップ助成金」や「人材開発助成金」、育児休業取得のために「両立支援助成金」などの支援もサポートしてきました。



人事労務センターホームページ
<http://roumu.b-souken.com>
Eメール : akiko@b-souken.com

アルバイトから正社員への登用 と労働条件の変更

Q&A

Q：アルバイトとして3年間頑張っている社員に、正社員への登用を考えていますが、

何か気を付けることがありますか？

A：気になることはどんなことですか

Q：アルバイトは時給制ですが、正社員は、月給制で、かつ、みなし時間外手当が付く形となっています。

アルバイトから、正社員になるとみなし時間外手当が付くので、月の総賃金は、増えますが、みなし時間外を加えた総労働時間で換算すると1時間あたりの賃金が下がっているようになりますが、労働条件の不利益変更にあたりませんか。

A：労働条件の不利益変更とは、使用者が就業規則の変更という方法で一方向的に既存の労働契約における労働条件を変更する場合の問題です。

今回のように、就労形態の変更に伴って労働契約自体を新たに締結する場合は、労働条件の不利益変更法理の対象とはなりません。

Q：今回の社員の理解を得るためには、どうすれば良いでしょうか？

A：正社員には毎月みなし時間外手当が支給されることや評価制度による昇給昇格等があること等を提起し、一時的に1時間当たりの賃金額が低下するとしてもメリットがあることを説明されるとどうでしょう。

Q：それでも、納得できない場合は、どうすれば良いでしょうか？

A：今回のアルバイトではなく正社員への登用は、そもそも当該労働者の働きぶり等を評価して考えられたと思われます。

そうであれば、できれば1時間あたりの賃金額を上げることで気持ちよく働ける環境をつくるのが理想であるかもしれません。

休業に対して「小学校休業等対応助成金・支援金」の支給が再開されました。

○支給対象者は、保護者として子どもの世話をを行うことが必要になった労働者に対し、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主等

○対象となる子どもは、新型コロナウイルスへの対応として、ガイドライン等に基づき臨時休業等をした保育園や小学校等に通う子ども

○休業支援金・給付金は、現在のところ12月までの休業が対象

○申請期限は、10月までの休暇が12月27日、11月12月の休暇が令和4年2月28日

○問い合わせ先（小学校休業等対応助成金・支援金コールセンター ☎0120-60-3999（受付時間9：00～21：00土日・祝日含む）



あとがき

10月も中旬を迎えました。

吉野ヶ里歴史公園では「10月桜」が、咲き、案内板には「4月と10月の2回咲く」とありました。



未だに夏服のままで「暑い、暑い」と日々を過ごしていますが、昨夜の週間天気予報では、「来週から一気に気温が下がります。体調に気を付けて」との気遣いがありましたが、なかなか実感できません。

今年もあと2カ月余り、衣替えを考える時期になりますが、“寒くなったら”と、まだまだ、半そでなど夏服のままです。

新型コロナウイルスも、まだ、どこか落ち着かず一日も早い終息を願うばかりです。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール：akiko@b-souken.com

小学校休業等に伴う保護者の休業取得支援の再開

令和3年8月1日～12月31日までの間の